

令和8年第1回階上町教育委員会会議録	
召集年月日	令和8年2月16日
召集場所	階上町役場 3階 委員会室
開 会	午後7時13分
出席委員	教育長 濱 浦 幸 夫 委 員 荻ノ沢 俊 明 委 員 松 橋 竹 子 委 員 石 岡 れい子 委 員 大 前 広 道
職務のため 会議に参与 した者の職 氏 名	教 育 課 長 中 屋 敷 司 学 校 教 育 G L 森 淳 社 会 教 育 G L 中 居 勉 学校給食センター所長 田 中 稚子 国 ス ポ 対 策 室 長 金 見 靖 子
協議に諮問 した 案 件	報告第 1 号 事務の臨時代理の報告（教科用図書採択地区変更に関する意見）について 報告第 2 号 事務の臨時代理の報告（令和7年度階上町立小学校及び中学校の学区外・区域外就学許可）について 報告第 3 号 専決処分した事項の報告（階上町文化賞表彰審議会委員の委嘱）について 報告第 4 号 専決処分した事項の報告（階上町スポーツ賞表彰審議会委員の委嘱）について 報告第 5 号 専決処分した事項の報告（階上町教育支援委員会委員の委嘱）について 報告第 6 号 専決処分した事項の報告（階上町文化賞被表彰者）について 報告第 7 号 専決処分した事項の報告（階上町スポーツ賞被表彰者）について 議案第 1 号 令和8年度階上町教育行政基本方針に関し議決を求めることについて 議案第 2 号 外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 3 号 階上町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 4 号 3月定例議会に付議する令和7年度教育費補正予算について 議案第 5 号 3月定例議会に付議する令和8年度教育費当初予算について 議案第 5 号 3月定例議会に付議する令和8年度教育費当初予算について

濱浦教育長	<p>ただ今の、出席者は教育長及び教育委員4名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回階上町教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1 「会期の決定の件」を議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本委員会の会期は、本日1日といたしたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>「ご異議なし」と認めます。</p> <p>よって会期は、本日1日間と決定いたしました。</p> <p>日程第2 報告第1号 事務の臨時代理の報告（教科用図書採択地区変更に関する意見）について の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
森GL	<p>それでは、報告第1号 事務の臨時代理の報告（教科用図書採択地区変更に関する意見）について、ご説明いたします。</p> <p>2枚目をご覧ください。</p> <p>本案は、令和7年12月1日付け青教育第1491号で依頼のあった、八戸地区と三戸地区を一つの採択地区に変更し、名称を三八地区とすることに同意することについて、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、令和7年12月18日付けで事務の臨時を代理したもののについて、報告するものでございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
濱浦教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。よって、報告第1号 事務の臨時代理の報告（教科用図書採択地区変更に関する意見）について の件を終了いたします。</p> <p>日程第3 報告第2号 事務の臨時代理の報告（令和7年度階上町立小学校及び中学校の学区外・区域外就学許可）について の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p>

森G L	<p>それでは、報告第2号 事務の臨時代理の報告（令和7年度階上町立小学校及び中学校の学区外・区域外就学許可）について、ご説明いたします。</p> <p>本案は、町内の小中学校の学区外及び区域外の就学許可を行ったことについて、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したものについて、報告するものであります。</p> <p>2枚目に就学許可を行った対象者の名簿を掲載しております。</p> <p>令和7年12月22日に4名、12月26日に3名、令和8年1月7日と1月26日にそれぞれ1名を学区外就学として、</p> <p>令和8年1月7日、1月13日、1月29日、2月9日にそれぞれ1名を区域外就学として、計13名に許可しております。</p> <p>3枚目には、参考として、学区外及び区域外の就学を許可しています小学校及び中学校それぞれの全体数を記した調書を掲載しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
濱浦教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。よって、よって、報告第2号 事務の臨時代理の報告（令和7年度階上町立小学校及び中学校の学区外・区域外就学許可）について の件を終了いたします。</p> <p>日程第4 報告第3号 専決処分した事項の報告（階上町文化賞表彰審議会委員の委嘱）について の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
中居G L	<p>それでは、報告第3号 専決処分した事項の報告（階上町文化賞表彰審議会委員の委嘱）について、ご説明いたします。</p> <p>2枚目をご覧ください。</p> <p>本案は、階上町文化賞表彰審議会委員の委嘱について、令和7年11月26日付けで専決処分したものについて、報告するものであります。</p> <p>委嘱期間は、令和9年11月25日までとなります。</p> <p>説明は以上です。</p>
濱浦教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。よって、報告第3号 専決処分した事項の報告（階上町文化賞表彰審議会委員の委嘱）について の件を終</p>

中居G L	<p>いたします。</p> <p>日程第5 報告第4号 専決処分した事項の報告（階上町スポーツ賞表彰審議会委員の委嘱）について の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは、報告第4号 専決処分した事項の報告（階上町スポーツ賞表彰審議会委員の委嘱）について、ご説明いたします。</p> <p>2枚目をご覧ください。</p> <p>本案は、階上町スポーツ賞表彰審議会委員の委嘱について、令和7年11月27日付けで専決処分したものについて、報告するものであります。</p> <p>委嘱期間は、令和9年11月26日までとなります。</p> <p>説明は以上です。</p>
濱浦教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。よって、報告第4号 専決処分した事項の報告（階上町スポーツ賞表彰審議会委員の委嘱）について の件を終了いたします。</p>
森G L	<p>日程第6 報告第5号 専決処分した事項の報告（階上町教育支援委員会委員の委嘱）について の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは、報告第5号 専決処分した事項の報告（階上町教育支援委員会委員の委嘱）について、ご説明いたします。</p> <p>2枚目をご覧ください。</p> <p>本案は、階上町教育支援委員会委員の委嘱について、階上町民生委員協議会会長の変更に伴い、令和7年12月1日付けで専決処分したもののについて、報告するものであります。</p> <p>委嘱期間は、令和9年3月31日までとなります。</p> <p>説明は以上です。</p>
濱浦教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。よって、報告第5号 専決処分した</p>

中居G L	<p>事項の報告（階上町教育支援委員会委員の委嘱）について の件を終了いたします。</p> <p>日程第7 報告第6号 専決処分した事項の報告（階上町文化賞被表彰者）について 及び 日程第8 報告第7号 専決処分した事項の報告（階上町スポーツ賞被表彰者）について の件を一括議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは、報告第6号 専決処分した事項の報告（階上町文化賞被表彰者）について 及び 報告第7号 専決処分した事項の報告（階上町スポーツ賞被表彰者）について、ご説明いたします。</p> <p>本案は、令和8年1月5日開催の「令和7年度 階上町表彰条例及び階上町文化賞・スポーツ賞表彰式」で表彰を行ったものです。</p> <p>まずは、報告第6号の文化賞ですが、2枚目をご覧ください。</p> <p>令和7年12月10日に専決処分したものであります。</p> <p>別冊「令和7年度文化賞被表彰者一覧」と記載されております資料をご覧ください。</p> <p>文化賞は、一般の方1名です。</p> <p>2ページから文化奨励賞となり、中学生11名、高校生3名、全体で15名の表彰について決定しております。</p> <p>続いて、報告第7号のスポーツ賞ですが、2枚目をご覧ください。</p> <p>こちらも令和7年12月10日に専決処分したものであります。</p> <p>別冊「令和7年度スポーツ賞被表彰者一覧」と記載されております資料をご覧ください。</p> <p>スポーツ賞は、高校生4名、一般の方60名です。</p> <p>5ページからスポーツ奨励賞となり、小学生6名、中学生10名です。</p> <p>全体で80名の表彰について決定しております。</p> <p>以上、2件を報告するものとなります。</p> <p>説明は以上です。</p>
濱浦教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。よって、報告第6号 専決処分した事項の報告（階上町文化賞被表彰者）について 及び 報告第7号 専決処分した事項の報告（階上町スポーツ賞被表彰者）について の件を終了いたします。</p>

中屋敷課長	<p>日程第9 議案第1号 令和8年度階上町教育行政基本方針に関し議決を求めることについて の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第1号 令和8年度階上町教育行政基本方針に関し議決を求めることについて、ご説明いたします。</p> <p>本案は、令和8年度階上町教育行政の基本方針を定めるため提案するものです。</p> <p>(資料よりに説明)</p> <p>説明は以上です。</p>
濱浦教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第1号 令和8年度階上町教育行政基本方針に関し議決を求めることについて の件を議決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>「ご異議なし」と認めます。</p> <p>よって議案第1号 令和8年度階上町教育行政基本方針に関し議決を求めることについて の件は、原案のとおり可決されました。</p>
森G L	<p>日程第10 議案第2号 外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第2号 外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。</p> <p>本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長より意見を求められたため、外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し出るため提案するものです。</p> <p>最後のページの第5条をご覧ください。</p> <p>改正内容は、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担の軽減を図るため、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律により、国家公務員等の旅費に関する法律が改正され、これを受けて、青森県においても職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等が改正されました。</p>

<p>濱浦教育長</p>	<p>本町においても、国、県との均衡を図るため、旅費制度について同様の改正を行うこととなり、外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例についても改正の必要が生じたものとなります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>これより質疑にはいります。質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第２号 外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について の件を議決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>「ご異議なし」と認めます。</p> <p>よって議案第２号 外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について の件は、原案のとおり可決されました。</p>
<p>中居ＧＬ</p>	<p>日程第１１ 議案第３号 階上町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第３号 階上町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。</p> <p>本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、町長より意見を求められたため、階上町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し出るため提案するものです。</p> <p>２枚目をご覧ください。</p> <p>表の摘要欄の内容を改正しております。</p> <p>改正内容は、小中学校の屋外運動場の使用期間について、これまで４月１日から１１月３０日までとしていたものを通年とするものとなります。</p> <p>そのほか、地方消費税の加算について追加しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>濱浦教育長</p>	<p>これより質疑にはいります。質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p>

中屋敷課長	<p>お諮りいたします。</p> <p>議案第３号 階上町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について の件を議決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>「ご異議なし」と認めます。</p> <p>よって議案第３号 階上町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第１２ 議案第４号 ３月定例議会に付議する令和７年度教育費補正予算について の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第４号 ３月定例議会に付議する令和７年度教育費補正予算について、ご説明いたします。</p> <p>本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により町長より意見を求められたため、令和７年度教育費補正予算について申し出するため提案するものです。</p> <p>(資料により説明)</p> <p>説明は以上です。</p>
濱浦教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第４号 ３月定例議会に付議する令和７年度教育費補正予算について の件を議決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>「ご異議なし」と認めます。</p> <p>よって議案第４号 ３月定例議会に付議する令和７年度教育費補正予算について の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第１３ 議案第５号 ３月定例議会に付議する令和８年度教育費当初予算について の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
中屋敷課長	<p>それでは、議案第５号 ３月定例議会に付議する令和８年度教育費当初予算について、ご説明いたします。</p> <p>本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により町長より意見を求められたため、令和８年度教育費当初予算について</p>

<p>濱浦教育長</p>	<p>申し出するため提案するものです。 (資料により説明) 説明は以上です。</p> <p>これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第5号 3月定例議会に付議する令和8年度教育費当初予算について の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 「ご異議なし」と認めます。 よって議案第5号 3月定例議会に付議する令和8年度教育費当初予算について の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>以上を持ちまして、令和8年第1回階上町教育委員会会議を閉会いたします。 ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">会議終了時刻 午後7時35分</p>
--------------	--